

防人歌の論

—人と場—

(一) 歌の場

防人歌は集团的歌の場(服従誓詞的儀礼の場)で生産されたものであり、その場は防人遠征軍団への入隊宣誓式のごとき性格をもつものであるとみ、防人歌の本質を公的「言立て」の歌であるとしたのは吉野裕『防人歌の基礎構造』であった。防人歌を「集团的歌の場」の作と位置付けた嚙矢は吉野論であるが、この吉野氏の提唱した集团的歌の場ということを基本的には認めながらも、場の単一でないことや公性の稀薄な私的な場でのものと捉える論もある。南信一『万葉集駿遠豆—論考と評釈—』、身崎寿「万葉」第八二号「防人歌試論」。

南氏は防人歌の歌の内容からA出郷時、B旅の途時、C難波津の三つの場に分けて、歌作の場が必ずしも吉野

説のように単一でないことを述べる。今この南・身崎の論に金子武雄『万葉防人の歌—農民兵の悲哀と苦悶—』の分類を加えて次に示す。
防人の歌の場

林 田 正 男

| —発想上の「今」を 基準とした分類— | | | |
|-----------------------|---|----|----|
| 駿河 | 南 | 身崎 | 金子 |
| 4338 | A | A | A |
| 4339 | A | A | A |
| 4340 | A | A | A |
| 4341 | B | A | A |
| 4342 | A | A | A |
| 4343 | B | B | A |
| 4344 | B | B | B |
| 4345 | B | B | B |
| 4346 | B | B | B |
| 上総 | | | |
| 4347 | A | A | A |
| 4348 | B | A | A |
| 4349 | C | C | C |
| 4350 | A | A | A |
| 4351 | B | B | B |
| 4352 | A | A | A |
| 相模 | | | |
| 4321 | A | A | A |
| 4322 | B | B | B |
| 4323 | B | B | B |
| 4324 | B | B | B |
| 4325 | A | A | A |
| 4326 | A | A | A |
| 4327 | A | A | A |
| 4328 | C | C | C |
| 4329 | C | C | C |
| 4330 | C | C | C |
| 駿河 | | | |
| 4337 | B | B | A |

| 上野 | 南 | 身 崎 | 金子 | 下総 | 南 | 身 崎 | 金子 | 常陸 | 南 | 身 崎 | 金子 | 上総 | 南 | 身 崎 | 金子 |
|------|---|--------|----|------|------|--------|----|------|------|--------|----|------|------|--------|----|
| 4404 | B | B | B | 4384 | C | C | C | 4371 | B | B | C | 4353 | B | B | B |
| 4405 | B | B | B | 4385 | C | C | C | 4372 | B | B | A | 4354 | B | B | B |
| 4406 | B | B | B | 4386 | B | B | C | 下野 | | | | 4355 | C | C | C |
| 4407 | B | B | B | 4387 | B | B | C | | 4356 | B | B | B | 4357 | B | B |
| 武蔵 | | | | 4388 | B | B | C | 4373 | A | C | A | 4358 | B | B | B |
| | | | | 4389 | A | A | C | 4374 | A | C | A | 4359 | B | B | B |
| 4413 | A | A | A | 4390 | B | B | C | 4375 | A | B | B | 常陸 | | | |
| 4414 | A | A | A | 4391 | B | B | C | 4376 | A | B | B | | 4363 | C | C |
| 4415 | A | A | A | 4392 | B | B | C | 4377 | A | A | B | 4364 | B | B | C |
| 4416 | A | A | A | 4393 | B | B | C | 4378 | B | B | B | 4365 | C | C | C |
| 4417 | A | A | A | 4394 | B | B | C | 4379 | C | C | C | 4366 | B | B | C |
| 4418 | A | A | A | 信濃 | | | | 4380 | C | C | C | 4367 | A | A | C |
| 4419 | A | A | A | | 4401 | B | B | B | 4381 | C | C | C | 4368 | A | A |
| 4420 | A | A | A | 4402 | B | B | B | 4382 | A | A | C | 4369 | B | A | C |
| 4421 | A | A | A | 4403 | B | B | B | 4383 | C | C | C | 4370 | B | B | C |
| 4422 | A | A | A | | | | | | | | | | | | |

| 武蔵 | 南 | 身 崎 | 金子 |
|------|---|--------|----|
| 4424 | A | A | A |
| 計84首 | | | |

※A一出郷時（出征の時）
B一旅の途時
C一難波津

右の表を整理し、これに水島義治『日本文学史近代』東歌と防人歌の分類（但し総数のみ分類を加えて次に示す。

| | 南 | 身 崎 | 水 島 | 金子 |
|---|----|--------|--------|----|
| A | 32 | 31 | 32 | 30 |
| B | 38 | 37 | 38 | 23 |
| C | 14 | 16 | 14 | 31 |

計84首（含む妻父の歌）

この四者の分類は南・身崎・水島各氏が若干の相違はあるがほぼ一致する。金子氏との分類の相違は、三者が旅の途時のものとみるのを金子氏は難波津の歌（常陸・下総）と見るところに相違がある。

この分類の判断は個人の主観も入っている、必ずしも客観性を持つとは言えず、私的な内容の歌を積極的な理由もなくAもしくはCとみる嫌いが生じてはいない

か。場の設定は厄介な問題であるが、同一の場を示すような徴証を見出せない歌も多く、場と時点を異論なく定めることは困難である。

(二) 難波津の場

時間的推移があるにしても吉野氏の論が場を単一とみただの対して、場を大きく三つに設定して捉えたのが前の諸論考である。三つの場の設定は従うべきであると考えるが、それぞれの場の設定には前にもみたように問題がある。また、たとえばAの場合にしても、その歌の場を家族共同体(血縁的共同体)とみるか、村落共同体(地縁的共同体)とみるか、もしくは郡衙国衙でのものであるとみるかが問題となる。更に吉野氏の提唱した場の官公的「言立て」性についても一元的には捉えられず、場を私的なものとみる論もある(前掲身崎論など)。歌の場の決定は防人歌の性格を考える場合に重要な問題となるが、未だ決着をみたとはいいがたい。しかし、前にみたようにABCの場の設定はおおかたの認めるところである。そしてその場は吉野氏の提唱した公的座の崩壊を認めながらも『万葉集講座』六卷「防人」遠藤宏)、なお、遠藤氏が、

防人歌の場は、拜命の場や呪物儀礼の場など、何ら

かの儀礼の場に引き続くうたげの座であり、防人歌はそのような儀礼の場の性格をも反映して詠出されたものを本来的にもっていたと言いうことができるのではないか。とすれば、「大君の命畏み」という発想もやはりそのような儀礼の場の反映と見る方が先述のごとく自然であろう。『万葉集を学ぶ』第八集

「防人歌の場」遠藤宏)

と説くように、吉野説の基本的方向(集团的な場)を批判的に継承しているのが現状であるとみる。

本稿は歌の場を決定するのが本旨ではない。しかし論述の都合により、先説を跡づけたものである。ここでは常陸と下野の二国の歌に絞って論を進めることにする。

土橋寛氏は、家持の「追ひて防人の別れを悲しぶる心を痛みて作れる歌」(四三三二)、「陸奥国より金を出せる詔書を賀く歌」(四〇九四)及び称徳天皇神護景雲三年十月の詔を挙げて、

万葉集四千五百首のなかで、大君に仕えることを「顧みせず」と歌ったものは、右に挙げた家持の歌二首と下野・常陸の防人の歌二首だけである。とすればこれらの防人たちが、「今日よりは顧みなくて」「顧みず吾は越えゆく」の言葉を用いて、ますます心を歌っているのは、授刀舎人の誓詞に媒介されて

のことではないかと思わるのである。それがどうして下野・常陸に限られているかはよくわからないが、藤原氏が天皇や一族の身辺護衛を任務とする授刀舎人や授刀資人に、その氏神である鹿島の神信仰圏の東人を主に任用したためか、藤原氏の勢力拡大に伴って、鹿島の神信仰圏の東人の間にますらを意識が強まったのか、今後考えてみたい問題である。

と述べる。早見は常陸と下野の二か国に限って大夫心を歌った歌が作られたのは、難波津の歌の座が同一であり、その投影を示すものと考ええる。

まず第一の証は、土橋氏の指摘の「大夫心」を歌うという近似した類同性があること。

第二には常陸・下野の防人歌進上が「二月十四日」と同日の日付であること。

第三は常陸の防人の長歌は二国を代表した集团的儀礼歌みとでも、そう妥当性を欠かないこと。

第四は二国間の歌に相互に対応する問答唱和歌がみられること。

難波津の歌の場は遠藤氏の説く「何らかの儀礼の場に引き続くうたげの座」であったと考えられる。早見ではそのうたげの座は、常陸と下野の防人軍団が到着後に兵部省の役人の検閲（人員・装備）を受け、その後（翌日でも

よい）、常陸と下野の防人合同の直会の場であったと想定する。むしろ両国の歌計二十一首が全部難波津でのものと言うのではない。次に関連対応すると思われる歌を示す。

- (一) 難波津にみ舟おろすゑ八十梶貫き今は漕ぎぬと妹に告げこそ（四三六三）
白波の寄せる浜辺に別れなばいともすべなみ八度袖振る（四三七九）
おし照るや難波の津ゆり舟装ひ我は漕ぎぬと妹に告げこそ（四三六五）
国々の防人集ひ舟乗りて別るを見ればいともすべなし（四三八一）
- (二) 難波津を漕ぎ出て見れば神さぶる生駒高嶺に雲そたなびく（四三八〇）
(イ) 足柄のみ坂給はり願見ず我は越え行く荒し男も立しやはばかり不破の関越えて我は行く馬の爪筑紫の崎に留まり居て我は齋はむ諸は幸くと申す帰り来までに（四三七二）
- (四) 今日よりは願見なくて大君の醜の御楯と出で立つ我は（四三七三）
(イ) 天地の神を祈りてさつ矢貫き筑紫の島をさして行く我は（四三七四）

「(二)あられ降り鹿島の神を祈りつつ皇御軍卒に我は来にしを(四三七〇)」

周知のように武蔵国の防人歌の中には問答唱和の形式(四組八首)をもつ歌があり、巻十四の東歌の防人歌の中にもそれがみられる。後で詳述する上総国の防人の父の歌(四三四七)もこの唱和の形式を取る。これによれば、この唱和形式(主に夫婦唱和)は伝統的な一形式として防人歌の一部を占めていたと考えられる。

右のような視点に立って、常陸・下野二国の防人歌をながめると、そこに相互に関連照応する歌とみることの出来るものがある。(一)の前歌が難波津を出航しようとする心情を詠ずれば、それを承けて後の歌は、難波津に白波の寄せる浜辺に、八十梶貫き八十八度袖振る、とそれを見送る立場から詠まれている。(二)の歌も同じで、出立する者に対して、後者は見送る立場の趣の歌であり、(一)(二)の二組の歌は明らかにその発想が照応している。(一)(二)とも前者が常陸防人歌であり、後者は下野防人歌である。海のない下野の国の防人歌に、海に面しての送別発想の趣の歌があるのは唱和形式をとるからである。(三)は下野の防人歌であるが、これは見送る立場の詠ではない。しかし常陸の(一)(二)の歌「難波津」「今は漕ぎぬ」「我は漕ぎぬ」「難波津を漕ぎ出て見れば」と承けて前の発想に対

応し、難波出航後の予想される眺望を予祝的に詠じたものと考えられる。(問答唱和歌で拙劣歌とされた歌もあったかと思われる。)

前にこの歌の場は、常陸・下野の防人の直会の場合であると述べたが、それは二国合同の集団歌謡の宴座と言うことが出来る。とすれば二者の間に照応もしくは対応する発想の歌があるのは当然のことである。「防人歌の表現の方法として、問答唱和形式が彼らの行旅を予祝する呪的機能性をもつものである」とすれば、二者(二国)の間注2の問答唱和は旅の予祝歌として当然必要なものであった。(一)(二)の二組の歌はそれを示した歌と考えられる。

四については、前掲の土橋氏の指摘の如く、家持の二月八日の作である「追ひて防人の別れを悲しむる心を痛みて作る歌」(四三三一)の「鶉が鳴く東男は出で向かひ顧り見せず勇みたる猛き軍卒とねぎたまひ任せのまにまに」の長歌に示唆をうけ、(一)の長歌が「顧り見せず我は越え行く」、「しらぬひ筑紫国」「馬の爪筑紫の崎」と対応させたものとみられる。また、それを承けて(二)が「今日よりは顧みなくて」、「大君の命のままに」(家持)「大君の醜の御楯」と照応させて詠じたとみられる。(三)は(一)の「筑紫の崎」「筑紫の島」(一)の「越えて我は行く」(二)

の「出で立つ我」Ⅱ「さして行く我は」と照応させて詠じたものである。(二)は家持の「猛き軍卒」Ⅱ「皇御軍卒」(一)の「天地の神を祈りて」Ⅱ「鹿島の神を祈りつつ」と承けて詠じたものと考えられる。

(四)の歌どもを右のようにみると、そこにはなんと見事な対応を示しているではないか。しかしこれにはいささか説明が必要である。

まず第一は、家持の長短歌(四三三―四三三三)が常陸・下野の防人に披露されたかということである。窪田氏『評釈』に「兵部省の役人として、年若い防人に諭すものという、明確な目的をもっての歌であって、その目的を果たしうれば足りるものなのである。すなわち文芸性の歌ではなく、実用性の歌なのである。こまごまと、平担に言い続けているのは、作意を徹底させようとする心に加えて、家持特有の物やさしい気分の働いているがためである」と説く。かかる作意をもつ性格の歌であれば、当然「兵部少輔大伴宿祢家持」の作として防人達に披露されていたとみるべきである。家持の長歌(二月八日)が、駿河(二月七日実際は九月)、上総(二月九日)の防人達に披露されたとすれば、後に(十四日)到着した常陸・下野の防人が難波津でこの歌の内容を聴かされたということとは考えられる。防人歌を進上するという従来の慣例

があったとすれば、(四)の作者等はそのような心積りで直会の席に臨んだとみることも出来る。これは確たる徴証があるわけではない。しかし、かかる推定を可能にするほど、(四)の作品群は見事な対応を示している。

次に(四)の長歌について考える。この長歌の配列について、遠藤氏(前掲講座)は、

常陸国の場合は、「上丁↓助丁↓肩書き無し」という下↓上と思われる配列で、何故、通例の逆であるかはわからないが、「肩書き無し」が最後に置かれているのは、この歌が、儀礼歌(倭文部可良麻呂の長歌)であること、公的な歌であることに依ろう。

と説く。つまり常陸国の歌は「肩書きなし」の四名(六首)↓上丁↓助丁となっている。従って可良麻呂の長歌を最初にもって来れば他国と反対の配列となる。長歌が公的な歌であればむしろの方が妥当である。それを敢えて通例とは逆の配列順としたのは、この儀礼歌が常陸・下野二国を代弁する機能を有する歌であるからである。ここに長歌の配列が通例と逆であることを解く鍵がある。

長歌の表現の中にも右のことを示す徴証はある。この長歌は足柄・不破・筑紫と道行き歌的に並列に表現されているが、「足柄のみ坂給はり願みず我は越え行く」で常陸を代弁し、「荒し男も立しやはばかる不破の関越えて

我は行く」で下野を代弁し、兩者共通の「筑紫の崎に留まり居て……」という表現形式をとる。前半は四句づつ八句の複雑な対句形式（全体は意味上四句で切れる構成で結句は三句をとるが、これは兩者に平等性をもたせるためのこまかな配慮を示したものと考えられる）。

右の論に対して東海道に属する常陸国に赴く人物が不破関を越えた例が万葉にみえるという反論があるやに思われる。実際には便宜により東山道に変更することがあったとしても、通例は東海道は鈴鹿関である。従って、ここは通例のように不破関を通過したのは下野の防人で、それを代弁したものと見るべきである。不破関が東山道の要衝であることは誰でも知っていることであり、公的儀礼歌に常陸の防人が不破関を越えたように表現するのは妥当性を欠く。

長歌の披露された場を前掲の表の如く、A・Bとみる論もある。一方、難波歌壇めくものを推測する渡部和雄氏の論がある。^{注4}氏はこの長歌は「出郷時の神祭りの祝詞がある媒介を経て、文学に蘇生したと考え、その蘇生の場が難波歌壇である」と説く。早見も前述の理由により、渡部説に賛成する。従って常陸国で祈禱歌として披露されたことを否定するものではない。長歌の四句づつ八句の対や「我は越え行く」「越えて我は行く」のよう

に繰り返しの単調さをさけるための配慮は、二国を代弁させるための推敲の跡とみることが出来るからである。

四の(ロ)については、後でその作歌事情を詳述するの(二)について述べる。(二)は(ロ)の言立体的な歌を承けて歌作されたと考えられる。特に(イ)の「天地の神を祈りてさつ矢貫き」に誘発されたとみられる。つまり「天地の神」や「国々の社の神」(四三九一)、「天地のいづれの神」(四三九二)などでなく、常陸には「鹿島の神」という軍神のタケミカツチノ神が祭られている。下野の防人の「天地の神」に対して、常陸の産生神である軍神の鹿島の神を誇らしく提示したものと考えられる。土橋氏(前掲)は「皇御軍」について、「中央官人さえも用いていないこの言葉を防人が創造していることは、いっそう驚くに値する」と述べるように、この作者の歌作力は相当なものである。

ただ、この作者には後述する官能的な同時詠があること、及び「我は来にしを」の「を」の逆接の助辞の喚起する世界を考え併せると(後述)、年長者的な余裕みtainなものを感じられる。つまり下野の二首の言立体的な歌に対して「下野の防人さんよ、そう仰仰しく言立てしなさんなよ、軍神ならばこちらが本場だよ」とでもいいたい口吻が感得されるのは私だけであろうか。因みに作者は

朝廷の直接の支配下にあったと考えられる大舎人部を称している。

四についてまとめを述べる。四の歌は公的言立ての性質を持つ歌であるが、(イ)と(ニ)と連鎖的反應を示している。しかしその反應はそれぞれに独自性を示し、優れた歌作を成して場に応じている。また、(イ)の長歌は防人の中にも長歌を作れる人物がいることを示すものであるが、その長歌が技巧的にも優れ、しかも簡潔で要を得た構成を示すことは注目すべきである。次に(ロ)の言立ての性質をもつ三首は方言、訛語がみられないことが挙げられる。これは防人達が自覺的に中央語を用いたと考へなければならぬ。

常陸の防人歌には、二首歌を載せる人物が、三名いる。ところがこの三名の六首の歌には、それぞれ一首が方言、訛語を用い、残る一首がそうではないという顕著な事実がある。しかもこの三名の作が本稿で問題としてゐる常陸の防人歌であることは、前述の本稿の見解の正当性を示唆する。

| | |
|-------|------|
| 中央語 | 4363 |
| 方言・訛語 | 4364 |
| | 4365 |
| | 4369 |

同じ常陸の防人歌に三例(六首)もそれがあることは、表記者の書き誤りや一方だけ中央語に訂正したなどは考えられない。従ってこれは、日常語と中央語を使い分けることの出来る防人が幾人もいたとみななければならぬ。このことは防人歌の一面面として看過してはならない事実であり、無教養な防人ばかりではなかったことを我々は銘記すべきである。

(五)

(ア)筑波嶺のさ百合の花の夜床にもかなしけ妹そ昼もかなしけ(四三六九)

(イ)布多富我美悪しけ人なりあたゆまひ我がする時に防人に差す(四三八二)

(ウ)松の木のみ並みたる見れば家人の我を見送ると立たりしもころ(四三七五)

右の(ア)の歌は(二)の「あられ降り鹿島の神を」の作者と同一人である。(ア)の歌は、序詞の使用や繰り返し、方言、訛語の多用など(二)の歌と趣を異にする。従って、その歌の場を前掲の如く、A・Bとみる説もある。しかしこれは、同じ作者の「皇御軍に我は来にしを」の(このヲは逆接、前の歌の妻を思ふ情にみずから反発しようとする気持を含める)『全集本』と解すれば同一の場の詠となる。この

歌が私的な内容の歌であるという以外に場を異にする
とみる理由はないので、ここでは『全集本』の説により同
一の場とみる。

つまり直会の場は、このような素朴で官能的な歌の誦
詠も出来る場でもあったとみるからである。諸注は多く
この歌を謡物風であると説くが、この歌には東歌に見ら
れる素朴で率直な肉感的歌ともに通ずるものがある。そ
れは東歌と防人歌が同じ地盤に立つものであるから、か
かる趣の歌があつて当然であるが、(二)の「公」に対し
て、(一)の「私」に徹した歌を詠じていることに驚かさ
れる。宴席に興を添え、一座の空気を湧き立たせるにはこ
のような歌の誦詠が必要であるうが、妹のかわゆさに終
始するこの歌には官能性を伴った滑稽性がある。つまり
集団歌の特性とする笑いがある。前にこの作者には年長
者の余裕があると述べたが、だとすればこれは、既婚
者の若き未婚の防人に対する優越的な滑稽性をもった笑
いと取ることが出来るよう。本田義寿氏『万葉集を学ぶ』第
八集「防人歌の拙劣」の説に従えば、それは劇的所作を伴
った舞唱であつたとも考えられる。(一)の歌も歌詞そのも
のは「松の木」の比譬という平凡で稚拙な歌であるが、
劇的所作を伴つたものであれば写実的な滑稽性があるこ
とになる。

(一)の歌も同じ場でのものと考えるが、(一)の歌は防人歌
の中の怨嗟の響を持つ歌としてよく挙げられる歌であ
る。しかし、言われるようにこの歌が政治に対する不
平、不満もしくは抵抗を示すものであれば、「拙劣歌」
として採録されなかつたとみるべきである。従つて、中
西進^注氏が、

この男はいたって頑健で、びんびんしているのであ
る。その上で「急病に苦しんでいる時」とは、ユー
モアでしかない。この笑いにおいて下野の太守に悪
態をついた、という考えである。今の私には、この
一首をこう解釈する以外に途がない。そしてユーモ
アが民衆歌の基盤にあり、防人歌の中にも他に見ら
れる（たとえば、当の下野の歌、四三七五）となると、
この理解で正しいのだらうと思われる。歌を聞いた
一同は、大いに笑つたろう。

と説くように、本稿もユーモアとみる説に従う。つまり
この歌は宴席の場での笑いの喚起を意図したもので、そ
こには前にみた集団歌の特性とする笑いがある。そしてそ
れは下野の防人だけでなく他国の防人、つまり常陸の防
人も同席した場であるから、その諧謔性も一層強いもの
となつたに相違ない。

(三) 新付の民の言立て

今日よりは顧見なくて大君の醜の御楯と出で立つ我
は(四三七三)

右一首火長今奉部与會布

右の歌は第二次世界大戦の戦前、戦中に皇国精神を鼓舞するために盛に喧伝された著名な歌である。

近時、山崎馨氏はこの歌が昭和の軍国主義に利用され、戦後は今日いたるまでこの歌に捺された皇国主義、軍国主義の烙印は消えることなく不当に遠ざけられているとし、この歌の真意を再認識すべきであると説く。つまりこの歌は「顧みなき今日からの心は、顧みある昨日までの心と対比されて、はじめて鮮明な歌として生きているのである。……『今日よりは』と高らかに歌はれた決意の蔭に、昨日までの苦惱と、その苦惱を積極的な意志に転換させた精神力とを見なければならぬ」と説く。同趣のことは伊藤博氏も「冒頭に、『今日よりは』の限定が冠せられていることを忘れてはならない。この歌の作者も、今日の今日まで故郷への執着に明け暮れたのであり、その絶ちがたい悲別望郷の情を、思い余って振りきろうともがいた結果が『今日よりは』なのである」と説く。

右の論考が仮に作者の心情を洞察した作者の実像であっても、この歌に自己犠牲的な言立て(誓詞)の匂いがあることは否めない。しかもその決意が格調高く詠じられている。では何故にこのような自己犠牲的言立ての歌を進上したかが問われるべきである。この歌が披露されたのは難波津の常陸・下野の防人合同の直会のことでは前節で詳述した。この歌の解明には場の連鎖的反応ということも考慮すべきであるが、しかし、与會布が積極的に独自の言立ての歌を披露したことも事実である。本稿ではこの歌を理解するために、彼の出自をみることにする。

日本古典文学全集の『万葉集(4)』の頭注に、「今奉」ないし「今奉部」という姓は他見がない。最近帰順した、という意味で賜わったか。と記している。これは本稿には看過できない示唆に富む注記である。『全集本(4)』は昭和五十年十月刊であるが、その後、昭和五十二年七月発刊の『日本古代人名辞典』第七巻増補の部に

〔今奉部大末呂〕水司に仕えた(平城宮出土木簡概報六
5)

を挙げている。水司は主水司で供御の水を扱う小司である。今奉部大末呂が主水司の何の役であったか不明であるが、しかし、これにより万葉に載せる今奉部が唯一

の例でないことが確認できた。

「今」は「今城・今木・新・今来」などの人名表記によく用いられているように今は新に通じる。マツル(奉獻・奉)は献上する。たてまつる。の意とともに神や天皇に奉仕服従する意にも用いるので、『全集本』の「最近帰順」したとみる説は従うべきである。ただ「最近」がいつか問題もあるが「今」は新しいという意であるので、新しく帰順して姓を賜ったものと解される。つまり戸籍もしくは計帳に編入され「今奉部」という部を認められて公民となったのである。

前に今奉部を称する人物が複数であることをみた。従って、今奉部は僧の還俗や没官等による復姓という個人に対するものでなく、ある一族に対して賜った姓であると解される。だとすれば、次の三つの場合が想定される。

(一) 渡来人↓公民⇨班田農民として戸籍に登録されて部
という氏姓を有する民となる。

(右同)

(二) 俘囚・賤民(陵・官戸・官奴婢・家人・私奴婢)↓公民

(右同)

(三) 夷狄(蝦夷・隼人など化外の民) 俘囚↓公民

正史や『新撰姓氏録』などに名のみえない東国庶民の

出自の吟味は土台無理なことである。しかし「新しく帰順」したが故に「今奉部」の姓を賜ったと理解する限りにおいては、究極のところ右の(一)(二)(三)に帰着せざるを得ない。

といってもいづれも資料不足であり、資料があっても単発的である。たとえば(二)の賤民↓公民に關するものとして、持統紀三年十月の条に下毛朝臣子麻呂が奴婢六〇〇人を放免した。天平十六年二月官奴婢六十人を放つて良民となす『続紀』などの記事その他が史書にみえるが、いづれも放免された奴婢のその後の動向は記さず一切不明である。

次に(三)の俘囚↓公民の場合はどうか。俘囚に關する詔、勅、太政官符の類は多い。和銅年代より課役を忌避して逃亡者が著しく増加し、その大勢に抗して、靈龜元年五月、諸国の朝集使に勅して、課役を忌避して浮浪する百姓に土断法の適用を命ずる。土断法以後この措置はすこぶる動揺転換があるが、土断法は一般公民としてのその国の戸籍(戸籍とは別の帳とする説もある)につけたものと解される。しかし、具体的に公民となった個人名等を挙げた資料は管見に入らず、仮にあったとしても「新良」とでも記さない限り、その識別は困難である。

(三)については、大同元(八〇六)年十月近江国の夷俘を

大宰府に還し防人に充てたという記事がみえる(『類聚国史』風俗倅囚)。しかし少し時代が隔たり、また防人の制度廃止(延暦十四年十一月)後の措置であるので本稿の場合と同断することは出来ない。

『令集解』(賦役令没落外番条所引「古記」)に、

問う。外番投化すれば復十年。未だ知らず、隼人、毛人、化に赴かばいかにか処分するや。答う。隼人等其名帳已に朝廷にあり、故に帰命にして復せず、但し毛人は復すべきなり。

という復除の規定があるから、(三)の場合も考えられるが、これも(二)と同じく具体例に乏しい。

さて、右にみた如くであるので、本稿は今奉部与會布の歌作の実力、及び彼が防人十人の長である火長であること、後で述べる三中の父の歌作の事情などを勘案すると、一番可能性の強いのは(一)ということになる。故に(一)に関連する資料、それも下野国に関するものに絞って論を進めることにする。

朝鮮半島から渡来人が東国の各地に移されたことは書紀・統紀にもその記事が散見する。下野に関しては、

(1) 持統紀元年三月二十二日

投化する新羅十四人を以て、下毛野国に居らしむ。

(2) 同四年二月十一日

新羅の沙門齡吉、級喰北助知等五十人帰化せり。

(3) 同四年八月十一日

帰化する新羅人等を以て下毛国に居らしむ。

(4) 靈龜二年五月十六日(統紀)

駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の七国の高麗人千七百九十九人を以て、武蔵国に遷し、始めて高麗郡を置く。

などがある。(4)によれば下野の国にも高麗からの渡来人が居住していたことが知られる。(3)の資料は決定的ではないが、(2)のことを言ったもののようである。とすれば、新羅の僧侶や官位(級喰は新羅の官位十七階の第九)を持った人物等が下野国に定住したことになる。

下野の薬師寺(栃木県河内郡河内町)は、奈良の東大寺、筑前の観世音寺とともに日本三戒壇院の一つとして著名な寺であるが、前掲資料との関係は不明。

次に新羅系渡来人と関連するとみられるものを挙げる。

(5) 那須国造碑 栃木県那須郡湯津上村笠石

(6) 東岩崎磨寺跡 栃木県那須郡那須町東岩崎

右の(5)の那須国造碑の諷辞的な銘文について、齋藤忠氏は、

那須国造碑は、この地に居住した新羅人によって

文章がつづられたものとみなされる。冒頭の永昌元年の年次は、唐の則天武後の元年にあたる。当時新羅は唐の年号を用いたので、日本に來た新羅人もこれを採用したに過ぎない。文中には「辰の節疹す」とある。辰のとき、すなわち午前八時の頃になくなつたという意味であるが、節の文字を用いたことは看過すべきでない。何故ならば、新羅の史記(漢字の音訓を借りて朝鮮語を記すに用いた文字)で節は時の意味で用いられており、これに関係するものと考えられるからである。

と述べ、新羅文化の痕跡をとどめていることを指摘する。また、(6)の東岩崎廢寺も寺跡から新羅系渡來人の寺なえた仏像の發見されたことなどから新羅系渡來人の寺と考えられている。同じく齋藤氏の指摘に従えば地名から見た渡來人の痕跡も指摘出来る。

(7)下野国寒川郡真木郷(倭名抄)

那須郡那須町唐來田

右の唐木田は韓かんにちなむ地名であろうという。両毛の渡來文化については桜井滿みち氏も「特に上野・下野の四碑から私どもは帰化人による東國の開拓、仏教文化の滲透を知ることが出来る」と説く。(1)と(7)がこれらの發言に深い關係を有することは言うまでもない。以上みて來たこ

とにより、下野国に新羅系の渡來人が移住した事例を知ることが出来た。

さて、右にみたことにより本稿は、今奉部与會布は新羅系の渡來人ではないかと想定する。(2)(3)の持統三年の記事によれば、与會布は二世か三世と言うことになるが、必ずしもこの時の移住でなくとも、「自らの意志で、或いは地域の実質的な支配者の保護のもとに、或いはさきに居住した先輩の誘いによって、それぞれの土地を選んだと考えられる。しかも文化的に深い素養をもち、技術にもすぐれた人々も多く、その地域社会に及ぼした影響の大きかったことを認めなければならない。」^{注11}と考えるからである。

そうしたある時期、たとえば天平五年六月武蔵国埼玉郡の新羅人徳師等男女五十三人の請によって金姓を賜わった例があるように、与會布にも「部」姓が与えられたのではないか。続紀に記さないのであるのは東國の庶民の少人数の賜姓であったからではないか。

渡來人に対して無制限の氏姓を認めることが行なわれた、天平宝字二年四月↓宝字五年三月の約五年間に渡來系で改賜姓の恩典に浴した者は五十余氏約二千名に及んだという。^{注12}天平神護二年五月上野国に居住していた新羅人の子午足等百九十三人に吉井連を与えたとある『続紀』。

しかるに両毛の一方である下野に関しては新羅系の渡来人が居住していたことが確實であるにもかかわらずその措置はみえない。このことは逆の面から本稿の見解が単なる憶測でないことを保証する。つまり防人を徵集するに先立って、与曾布等の渡来人にまず「部」姓を与え公民としたうえで防人に點兵したのではないか。渡来人の公民で防人に點兵された例は後で述べる日下部使主三中の場合などがあり、また、靈異記(中巻第三話)に出る防人の「吉志火(大)麻呂」も吉志とあることから渡来系と考えられる。

前述の今奉部与曾布が渡来系の人物であるとすれば、これは夷をもって夷(外敵)を制するという政策を示すことになる。かなり酷な政策ということになるが、藤原広嗣の乱の隼人の場合や代々征夷の將軍として活躍した倭漢系の坂上田村麻呂の一族のことを考えればさして異とするに当たらない。

防人歌の進上は、折口信夫^{注13}によれば「防人歌を東国新付の民の兵士としての服屬の誓い」と見る。また「其内容は別の事を言つてゐても歌を上る事が、宮廷の命に従ふと言ふ誓ひになつてゐた」と説く。折口説は歌の内容はともかく歌を奉上する行為を重くみるようであるが、この視点は本稿にとって示唆するところが大である。つ

まり折口流にいえば防人の職務上からみて服屬の徴としての歌の奉上がもっとも必要な人々は、渡来系の人物や新しく公民となつた防人等であるということになるからである。

本稿では今奉部与曾布を新羅系の渡来人と推定した。しかし仮にそうではなかったとしても、「新しく帰順」した新付の民(折口説の東国人という意ではなく新しく公民となつた意)であることが重要である。なぜならば、新付の民であるからこそ服従誓詞の言立てが必要であるからである。

次に同じような例をもう一つ示すことにする。

天地の神を祈りて征箭貫き筑紫の島を指して行く我
は(四三七四)

この歌は今奉部与曾布と同じ下野国の火長大田部荒耳の歌である。この歌も与曾布の歌と同じく大君の命を畏み、勇躍任地に赴かんとする、防人としての決意を披瀝した使命感に満ちた歌である。ところが、この歌の作者大田部荒耳の場合も前の与曾布の場合と同じ理由が考えられる。

播磨国風土記揖保郡大田の里の条に、

大田と称ふ所以は、昔呉の勝^{すけり}、韓国より渡り来て、
始め、紀伊の国名草の郡大田村に到りき。其の後、

分かれて来て、摂津の国の三嶋の賀美の郡の大田の村に移り到りき。其が又、揖保の郡の大田の村に遷り来けり。是は、本の紀伊の国の大田を以て名と爲すなり。

とある。これについて志田諄^{注14}氏は、「渡来人を大田部とし、この大田部が各地を移動して、屯田の開発や経営に従事したことを示している。このように、大田部は豪族や国造の支配下の農民や渡来人を集団的に割きとって、朝廷直轄の耕作民に編成し、田令^{ちかひ}などと呼ばれる管理者のもとで労役に従事し、貢納を負担したものである。史料にみえる大田部直^{あたい}、大田史、大田部君、大田臣^{おみ}、大田人^{ひと}などは、大田部を管理した氏族である。」と説く。つまり大田部は渡来系の氏族で、最初の居住地の名で氏人と呼ばれ、各地に移住したと言うのである。

右の如くであれば、前の大田部荒耳も渡来系の末裔であったと考えなければならぬ。防人の中には他にも大田部を称するものが二人いる。同じ下野国の上丁大田部三成(四三三八〇)、下総国千葉郡大田部足人(四三三八七)がそれである。前者は前節で述べた(三)の予呪歌の作者で難波津でのもの。後者は旅の途次のものであるうか、若い少女を国に置いて来たことを嘆く趣のものである。

四 防人の父の歌

天平勝宝七歳の防人歌八十四首の中に、上総国の国造丁日下部使主三申が父の歌一首がある。

家にして恋ひつつあらずは汝が佩ける大刀になりても齋ひてしかも(四三三七)

右の歌を『私注』は、大伴坂上郎女の「外に居て恋ひつつあらずは君が家の池に住むとふ鴨にあらましを」(巻四・七二六)を挙げ、「郎女の作の如き類想も存するので洗煉された発想と言ふことも出来る。既に言った如く、東国人とは言っても、民謡等による作歌教養の存在を認めてよい一つの例であらうか」と評している。また、窪田氏『評釈』は「歌は一時期前の京の歌と異ならないものである。国造の家なので、相応に教養があったと思われる」と述べる。

右の歌の「こひつつあらずは」は集中十八例ほどあるが、後述の一例以外はいずれも都人の作と考えられるものばかりである。「家にして恋ひつつあらずは」は「後れ居て恋つつあらずは」(巻二・一一五但馬皇女、巻二・一二〇弓削皇子、巻四・五四笠金村)などの類似表現といえる。つまり都人の慣用的表現句である「恋つつあらずは」の使用が、「洗煉された発想」「京の歌と異ならな

い」などと評される理由であろう。また、この歌に方言、訛語がみられないこともその一因であろうが、巻十四の東歌の中の防人歌に

後れ居て恋ひば苦しも朝狩の君が弓にもならましもの
を(三五六八)

の歌がある。これは問答体をなす女の立場の歌であるが、「後れ居て恋ひば」は「家にして恋つつあらずは」「君が弓にも」は「汝が佩ける大刀」という両者の表現には一脈通ずるものがあり、類想の歌といえる。この東歌の中の防人歌(三五六七、三五七二)は、東国的語法、歌語、発想、問答の対応の巧みさ、などの各面からみて都人の手が加えられた追補の歌群であるとみる説がある。^{註15}ここで説の当否は措くことにするが、両者とも洗煉された都人風の趣を有する歌であることをみておく。また、問答唱和の形式という方法が伝統的に防人歌の一部を占めていたことは前節で述べた通りである。

全防人歌の中で上総国の防人歌の中に父の歌一首があるのは、やはり他の例からみると奇異な感を抱く。むろん防人の妻の歌という家族の歌があるのだから、父の歌があつてわるい道理はない。しかしこの歌が、上総国の冒頭という積極的な係わり方を示しているのは、単に歌が巧みな国造丁の父であつたという以外に何か他にも理

由が存するのではないか。

何故に父親の歌の奉上が必要であつたか、やや唐突であるが前述した例証もあるので、端的に結論を先にいえば、三中の一家は「使主」という渡来系の氏族であつたからではないかとみる。「使主」は応神天皇の頃に渡来した東漢氏系（やまのあや）に属する氏族であるという(関晃『帰化人』五一―五五頁)。東漢氏は文筆の業を職務とした氏であるから、その流れを汲む三中父子も文筆に堪能であつたと考えられる。

防人の父の歌が「何のために」進上されたか、何故にあのように積極的なかわり方を示すか、本稿は三中の一族が渡来系の氏族であつたことに起因すると見る。つまり伝統的な問答唱和の発想形式を踏まえ、服従の徴としての歌を息子の為に進上したと考えるのである。

この見解に対して、三中父子の歌は服従誓詞的な内容ではないではないか、という反論が予想される。しかしこれは、必ずしも折口説によらなくても、当時の律令政治が重視した儒教的徳目「父は慈、子は孝」(『礼記』礼運)に適う内容であり、進上歌としても不適當でない。

上総国の防人歌には、三中父子の歌以外にも出郷時と思われる歌(四三五・四三五七)があるので、あるいは上総の国衙で披露されたと見ることも出来る。三中の歌に

は所屬の郡を表記していないが、延喜式によれば国守は市原郡にあった。因みに当時の国守は、軍事に關係の深い氏族の出である大伴稻君(旅人庶弟。勝宝六年四月任)であり、大掾は大原今來(卷二〇・四四四〇題)であった。

(四) まとめ

常陸・下野の防人歌の中には、同じ難波津の直会場で誦詠された歌がある。その為に(一)~(三)のような二国間の唱和形式の歌が存在するのである。その場は打ち解けた宴座という一面もあり、(四)のような官能的な歌や諧謔性のある歌なども披露された。更に公的儀礼歌として長歌(四の(四))が常陸・下野の二国を代弁して披露されるに至って、連鎖的反応を示しながら、しかも独自性のある言立て的な歌作(四の(四)(三))が誦詠披露された。

(四)の作者である今奉部与會布、(四)の大田部荒耳は、ともに渡来系の人物で「火長」という立場にあったから服従誓詞的な言立ての歌を進上する必要性があった。それは上からの強制ではないが、渡来系の人物の置かれた立場が必然的に忠誠を誓う言立ての歌を進上させるという結果になったのである。(三中の父の歌の奉上也同じような理由に起因する)

防人には津守宿称小黒栖、丸子連、大歳、同多麻呂、商長

首、麻呂、刑部直、千国、同三野、他田日奉、直得、大理などの有姓者や朝廷の名代・子代の民も多い。応神||宇遲部、允恭||刑部・中臣部、武烈||小長谷部、安閑||春日部、崇峻||棟椅部、宣化||檜前舍人、敏達||他田舍人など朝廷(天皇・皇族)の直轄の部民や舍人として上番した縁から得た氏、もしくは舍人を氏姓とした大舍人部(二名)若舍人部など朝廷の直接の支配下であったことを示す名称の者が多い。また、大伴部(六名)、物部(十名)、丹比部、上毛野などの名もみえる。これ等の人々に伍して、渡来人の面目と服屬忠誠の証を発揮しようとした「言立て」の歌が今奉部与會布と大田部荒耳の歌であった。それは新付の民の言立てと称すべきものである。

注1 「万葉開眼(下)」一九五頁 土橋寛

注2 「解釈と鑑賞」「呪歌としての防人歌の方法」昭和五

五・二月 増田茂恭

注3 「防人歌研究」一〇二頁 星野五彦

注4 「国語と国文学」「時々の花は咲けども―防人歌と家持―」昭和四八・九月 渡部和雄

注5 鑑賞日本古典文学3 「万葉集」三二六頁 中西進編

注6 「万葉・その後」犬養孝博士 古稀記念論集「万葉歌

三首贊注」山崎馨

注7 「短歌研究」「防人歌の抒情」昭和五三・二月 伊藤

博

注8 『古代朝鮮文化と日本』斎藤忠、同『栃木県史』（通史編古代）

注9 （注8）に同じ

注10 『万葉集の時代と文化』「東歌防人歌と東国文化」桜井満

下野の安蘇郡、都賀郡などにも新羅系の人々の居住地があった、とみる説に、

「日本文化と朝鮮」(一)「大和の鶏林・鬪鶏の国」(朝鮮文化社編)大和岩雄、「東アジアの古代文化」十号「関東地方における高麗人・新羅人の足跡」荒竹清光の論がある。

注11 （注8）に同じ

注12 「史学雑誌」第五二卷八号「氏姓崩壊に現はれたる婦化人同一化の一形相」村尾次郎

注13 『折口信夫全集第一巻』「万葉集研究・古代研究国文学篇」

注14 『風土記の世界』歴史新書 一八八頁 志田諱一

注15 「国語と国文学」「東歌の性格―卷二十防人歌と東国語との比較を通して―」昭和五四・四月 森淳司